# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寄居町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報 保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

寄居町長

### 公表日

令和7年3月4日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務			
②事務の概要	寄居町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。			
	新型インフルエンザ等が発生した場合、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号利用法の別表第二に基づき、新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施に関する業 務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報につい て情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。			
	具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種歴の照会 ④交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑤定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給			
③システムの名称	・健康管理システム(健康かるて) ・中間サーバー・ソフトウェア			

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- ・予防接種対象者ファイル
- 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項別表第126項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める

事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第67条の2

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[  実施する	1	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	利用特定個人情報の ・情報提供の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特	提供に関する命を 定の個人を識別する。 提供に関する命を	「るための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく合(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表153項 「るための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく合(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、

5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康づくり課			
②所属長の役職名	健康づくり課長			
6. 他の評価実施機関				
	-			
7. 特定個人情報の開示・記	打正•利用停止請求			
請求先	総務課 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 048-581-2121(代表)			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	健康づくり課 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 048-581-2121(代表)			
9. 規則第9条第2項の適用	目 [ ]適用した			
適用した理由				

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>			
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点			
2. 取扱者	数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満			
いつ時点の計数か		令和6年12月1日 時点			
3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし			

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書	] ては、それぞれ重点	項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 1) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	トワークシステム	を通じた入手を除く。	.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いのす	託		[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	を(委託や情報	提供ネットワークシ	ステムを通じた提供を	除(。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	<b>肖去</b>				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []p	內部監査 [ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
	<選択肢>				
	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策				
目4.原生本 珍幸 八十九二二十	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策				
最も優先度が高いと考えられる対策	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策				
0717K	4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策				
	5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)				
	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策				
	7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策				
	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
	9) 従業者に対する教育・啓発				
	<選択肢>				
当該対策は十分か【再掲】	1) 特に力を入れている				
	2) 十分である				
	3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明